

マイナンバーカードが健康保険証として順次利用できるようになります

事前登録の
申込みはこちら

令和3年10月から、マイナンバーカードをお持ちで事前登録が済んだ人は、必要な機器の導入が済んだ医療機関・薬局でマイナンバーカードが健康保険証として順次利用できるようになります。

なお、現在発行している健康保険証もこれまで通り使用できます。

- 利用には事前登録が必要です
- マイナンバー（12桁の数字）は使いません
- マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関には右の掲示があります



ポスター



マイナポータル



ステッカー

マイナンバーカードを保険証として利用するメリット

①より良い医療が可能に

今後、本人が同意すれば、初めて受診する医療機関でも特定健診の情報や今までに使った薬剤情報が医師などと共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

②自身の健康管理に役立つ

今後、マイナポータルで自分の特定健診情報や自分の薬剤情報を順次閲覧できるようになります。

③手続きなしで限度額を超える一時的な支払いが不要に

限度額認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

※保険税の納付状況によっては、支払いが免除されない場合があります。

※自治体独自の医療費助成などは、書類の持参が必要です。

④健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引っ越しをしててもマイナンバーカードを健康保険証としてずっと利用することができます。

※加入する健康保険が変わった場合の届出はこれまで通り必要です。

マイナンバーカードをまだお持ちでない人は、住民福祉課窓口・郵送・パソコン・スマートフォンなどで交付申請をお願いします。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについては国のマイナンバー専用ダイヤルTEL0120(95)0178へお問い合わせください。

村内の状況

今後、マイナンバーカードを保険証として利用できる予定の村内医療機関・薬局は以下のとおりです。

※利用開始時期は現時点では未定であり、医療機関・薬局によっても異なります。

長陽地区…………阿蘇立野病院、あい歯科クリニック、陽だまり薬局、下野中央薬局

久木野地区…………さくら歯科、渡邊内科

白水地区…………寺崎内科胃腸科クリニック、白川水源薬局、ファミリー薬局